

※申請期限:令和6年(2024年)6月28日(金)(当日消印有効)

**※令和6年(2024年)6月1日から6月28日までに出生した児童の
申請期限:令和6年(2024年)7月16日(火)(当日消印有効)**

令和5年度(2023年度)

つくば市物価高騰対応重点支援給付金(児童1人あたり5万円)に関する お知らせ(非課税世帯)

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯(住民税非課税世帯)に対し、物価高騰
対応重点支援給付金として、児童1人あたり5万円を支給することとなりました。

**本通知は、令和5年1月2日以降に転入等があり、つくば市に令和5年度の住民税情報がない方を含む
世帯や別居監護している世帯向けのお知らせです。**

以下の内容や別紙のチラシを御確認の上、**給付対象世帯に該当する場合のみ**御申請ください。

1. 給付対象者(世帯主)

- ①世帯員全員が、令和5年度住民税均等割が非課税であり、次の条件を満たすこと。
 - ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていないこと。
 - ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
 - ・世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者がいないこと。
- ②申請日時点で、申請書に記載された加算の対象児童を扶養している(生計が同一である)こと。

2. 給付額

児童1人あたり5万円

3. 手続き方法

【申請書の記入】

- ①世帯主(申請者)の赤枠内をすべて記入
- ②令和5年(2023年)12月1日時点の世帯の全ての方(赤枠内)を記入
※個人番号は分からなければ、空白のままで大丈夫です
- ③加算の対象児童(平成17年4月2日から令和6年6月28日までに出生した児童)を記入
※令和6年(2024年)6月28日までに出生した児童が給付の対象です。
- ④振込口座(赤枠内)を記入

【提出書類】 ※記入漏れなどがないようにお願いいたします。

- 物価高騰対応重点支援給付金申請書
- 世帯主(申請者)の本人確認書類
- 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)
- 世帯主の住民登録と児童の住民登録が異なる場合(別居監護)は、児童の住民票、本人確認書類の写し(コピー)と申立書が必要です。
 - ※国内に住所を有する児童のみが対象になります。
 - ※申立書が必要な方は、お問合せください。

※本人確認書類
顔写真あり→1点のみ
顔写真なし→2点

4.審査結果・支給日について

受付した申請書は、順次審査を行い、支給又は不支給の決定をします。

給付金の振込みは、受付後3週間から1か月後以降に順次行いますが、混雑状況等により前後することがあります。

審査結果や支給日は、各世帯宛てに発送される「決定通知書」にて御確認ください。

※金融機関の口座がない方や御不明な点がある方は、以下の問合せ先に御連絡ください。

つくば市 福祉部 社会福祉課

029-883-1366

8:45 ~ 16:30 ※土、日、祝日を除く